

## 議 事 日 程 ( 第 6 号 )

平成28年9月16日(金曜日) 午後3時34分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第72号 平成27年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成27年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成27年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

### 日程第 2 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願(継続審査分)

### 日程第 3 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

### 日程第 4 議第74号 遊佐町総合発展計画(第8次遊佐町振興計画)基本構想の策定について

### 日程第 5 議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について

### 日程第 6 議第76号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

### 日程第 7 議第77号 損害賠償額の決定及び示談について

### 日程第 8 議第81号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第1工区)請負契約の締結について

### 日程第 9 議第82号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第2工区)請負契約の締結について

### 日程第10 議第83号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業送水管・連絡管布設工事請負契約の締結について

### 日程第11 議第84号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業電気計装設備工事請負契約の締結について

※人事案件の審議及び採決

### 日程第12 議第78号 遊佐町農業委員会委員の任命について

### 日程第13 議第79号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

### 日程第14 議第80号 人権擁護委員候補者の推せんについて

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第 7 2 号 平成 2 7 年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1 号 平成 2 7 年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2 号 平成 2 7 年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3 号 平成 2 7 年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4 号 平成 2 7 年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5 号 平成 2 7 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6 号 平成 2 7 年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7 号 平成 2 7 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8 号 平成 2 7 年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願（継続審査分）

日程第 3 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 4 議第 7 4 号 遊佐町総合発展計画（第 8 次遊佐町振興計画）基本構想の策定について

日程第 5 議第 7 5 号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について

日程第 6 議第 7 6 号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

日程第 7 議第 7 7 号 損害賠償額の決定及び示談について

日程第 8 議第 8 1 号 平成 2 8 年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第 1 工区）請負契約の締結について

日程第 9 議第 8 2 号 平成 2 8 年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事（第 2 工区）請負契約の締結について

日程第 1 0 議第 8 3 号 平成 2 8 年度吹浦統合簡易水道事業送水管・連絡管布設工事請負契約の締結について

日程第 1 1 議第 8 4 号 平成 2 8 年度吹浦統合簡易水道事業電気計装設備工事請負契約の締結について  
※人事案件の審議及び採決

日程第 1 2 議第 7 8 号 遊佐町農業委員会委員の任命について

日程第 1 3 議第 7 9 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 4 議第 8 0 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

※発議案件の審議及び採決

日程第 1 5 発議第 5 号 岩石採取に関する意見書の提出について

日程第 1 6 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君	12番	堀	満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	本宮茂樹
総務課長	池田与四也君	君	
産業課長	佐藤廉造君	企画課長	堀修
健康福祉課長	佐藤啓之君	君	
会計管理者	高橋晃弘君	地域生活課長	川俣雄二
教育長	那須栄一君	君	
農業委員会会長	高橋正樹君	町民課長	中川三彦
代表監査委員	金野周悦君	君	
		教育委員長	渡邊宗谷
		君	
		教育委員会会長	高橋務喜
		君	
		選挙管理委員会	佐藤正
		委員長	

☆

出席した事務局職員

☆

本 会 議

議 長（堀 満弥君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時34分）

議 長（堀 満弥君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

上衣は自由にしてください。

なお、説明員としては、全員出席しておりますので、ご報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、9月12日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会斎藤弥志夫委員長より協議の結果について報告願います。

斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（斎藤弥志夫君） 9月12日議会運営委員会を開催し、追加の発議案件であります発議第5号 岩石採取に関する意見書の提出についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

発議第5号 岩石採取に関する意見書の提出について、本日の日程第14の次に追加し、日程第15とすることにしましたので、ご協力をお願いします。

以上です。

議 長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま斎藤弥志夫委員長報告のとおり、本日の日程に発議案件1件を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、本日の日程に発議案件1件を追加することに決定しました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第14の次に発議第5号 岩石採取に関する意見書の提出についてを追加し、日程第15としたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第5号 岩石採取に関する意見書の提出についてを追加し、日程第15とすることに決しました。

次に、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について、総務厚生常任委員会筒井義昭委

員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会筒井義昭委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（筒井義昭君）

平成28年 9 月 16 日

遊 佐 町 議 会  
議 長 堀 満 弥 殿

総 務 厚 生 常 任 委 員 会  
委 員 長 筒 井 義 昭

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成28年 9 月 14 日

議 長（堀 満弥君） それでは、請願第2号についての質疑に入ります

7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 6月に提出しました請願につきまして、9月と丁寧な審議をいただきありがとうございます。しかしながら、不採択というふうな結果となりました。この件に関しまして、今聞き違いかと思えますけれども、審査日が1日だけ、そしてその審査の経過等々どのように不採択となったのかの説明をお願いいたします。

議 長（堀 満弥君） 総務厚生常任委員会筒井義昭委員長。

総務厚生常任委員会委員長（筒井義昭君） この件に関しては6月も審査し、継続審査という形になりましたので、各委員のこの請願に関する考え方やスタンスはそう簡単に変わるものではないかと思ひ、本9月定例会での審査は1日限りとさせていただきました。

審査内容につきましては、各委員よりそれぞれ考えを述べてもらい、採択及び不採択を諮った次第です。ただし、今回は継続審査をしないことで話を運ばせていただきました。また、採決の際は、委員長は採決に入らず、5人で行った次第であります。その結果は、採択2名、不採択3名ということで不採択となりました。

採択すべき意見として、この地方財政の充実と拡充については、常に訴えていく必要があり、地域交通については我が町は日沿道の延伸が一日も早い完成が望まれること、また鉄道関係のインフラ整備も待たなしで求められていること等を考えると、国によって地方にそれなりの財政の充実を求めるのは当然であるべきではないだろうかという意見。また、この地方財政の充実を求める請願をあえて出すことは、政

権批判とも思われるが、地方のことを考えてのことと考え、県内ほかの町村でもこの請願は採択されているので、採択すべきという意見でありました。

不採択すべき意見としては、各自治体が財源確保のために努力し、そして財源確保というものを必要ではあるものの、この内容、この請願の焦点が定まっていない旨で不採択であるという意見もありました。また、前回不採択という意見を述べさせていただいたので、今回採択という意見には変えることはできないという意見もありました。また、地方財政の充実について、遅きは失しているものの、着々と進んでいるのではないかとということで、あえて今地方の財政の充実を請願として求めるべきではないという不採択の意見がございました。

意見内容については以上です。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 丁寧な説明ありがとうございます。

いわゆる皆さんの考えも、やはり地方財政の充実、強化に関しては異議なしというふうなことのようでもありますので、あえて再質問はせず、討論をもって皆様にお諮りしたいというふうに思います。

終わります。

議長（堀 満弥君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

7番、阿部満吉議員、委員長報告に反対の討論ですか、賛成の討論ですか。

7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 委員長報告に反対の討論を行いたいと思います。

議長（堀 満弥君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、7番、阿部満吉議員、委員長報告に反対の討論をお願いいたします。

7番（阿部満吉君） それでは、討論を行いたいと思います。請願提出時の補足説明と重複する部分はお許し願いたいと思います。

2020年の東京オリンピックの機運が高まり、首都東京の再開発が始まっております。それに加え、今マスコミを騒がせている築地市場移転をめぐり土壌汚染対策の不備が指摘されるなど、東京オリンピック優先、首都機能優先の感があります。一方、国から地方への権限移譲など地方自治体の業務がふえても、財源が来ないという状態で、町の財政自由度を圧迫しているのも周知のとおりです。加えて、5年経過した東日本大震災からの復旧事業も先が見えない中で、熊本を中心とした新たな震災が発生し、振興対策が求められています。これらとともに、地方の恒久的課題となる環境、地域交通、人口減少対策など地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額を確保する必要があります。当遊佐町は、まさに地方交付税を初めとする一般財源によるところが多く、健全な自治体経営を続けるためにも、本請願により財源の安定確保のために採択いただけますよう重ねてお願いいたします。

以上。

議長（堀 満弥君） 以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件については原案について採決します。

原案についてこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀 満弥君） 挙手多数です。

よって、請願第2号はこれを採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後3時49分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時53分）

議長（堀 満弥君） 議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は直ちに委員会室にお集まり願います。

議会運営委員会が終了するまで休憩いたします。

（午後3時54分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時01分）

議長（堀 満弥君） 議会運営委員会斎藤弥志夫委員長より、協議の結果について報告を求めます。議会運営委員会斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（斎藤弥志夫君） 先ほど、議会運営委員会で協議した結果、次のとおり意見決定しましたのでご報告いたします。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について、総務厚生常任委員会の委員長報告では不採択でありましたが、本会議では採択となりました。そのため、その意見書について発議することになりますが、意見書の作成について総務厚生常任委員会では、不採択のため付託することができません。意見書については、請願第2号の採択に賛成した議員で作成することとしました。請願第2号の採択について賛成した議員はその意見書の作成について、よろしく願います。以上です。

議長（堀 満弥君） 委員長報告のとおり、意見書につきましては請願第2号の採択に賛成した議員で、作成することといたします。

意見書作成のため、賛成した議員は委員会室にお集まりください。

意見書作成が終了するまで休憩いたします。

(午後4時03分)

休

憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時29分)

議長(堀 満弥君) 本日の会議が終了するまで会議の延長をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) それでは、会議が終了するまで延長いたします。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。本日の日程第15の次に発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを追加し、日程第16としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを追加し、日程第16とすることに決しました。

次に、決算審査結果の報告に入ります。

日程第3、さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成27年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会土門勝子委員長より、審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会土門勝子委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成28年9月16日

遊 佐 町 議 会

議 長 堀 満 弥 殿

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 土 門 勝 子

#### 審 査 結 果 報 告 書

平成28年9月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

議第72号 平成27年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 平成27年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第3号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

- 認第 4 号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 5 号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 6 号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 7 号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第 8 号 平成27年度遊佐町水道事業会計決算

## 2. 審査の結果及び意見

平成27年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか 7 件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

## 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長報告のとおり、本件を原案どおり決するに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

議長(堀 満弥君) 起立全員です。

よって、議第72号 平成27年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、認第 1 号 平成27年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第 2 号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第 3 号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認第 4 号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第 5 号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第 6 号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第 7 号 平成27年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第 8 号 平成27年度遊佐町水道事業会計決算、以上 8 件は原案どおり認定を与えることに決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第 4、議第74号 遊佐町総合発展計画(第 8 次遊佐町振興計画)基本構想の策定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第74号 遊佐町総合発展計画(第 8 次遊佐町振興計画)基本構想の策定についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第5、議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

3番、菅原和幸議員。

- 3番(菅原和幸君) それでは、議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について質疑をさせていただきます。

議第75号については、提案されておりますが、私は総務厚生常任委員会でございますので、所管外のこととございまして、あえてこの場で質問をさせていただきます。私は、去年の7月1日付で議員に就任しまして、平成27年度予算審議の経過については書面等でしか知り得ない状況でございますので、そんなような中でいろいろ質問させていただきたいと思っております。たしか511回議会においては、一般質問で3月4日に5番議員、3月7日に9番議員のほうから一般質問がありました。その際のやりとりを自分なりのメモを見ますと、若者定住町営住宅の進捗状況はという質問に対して、時田町長は裁判の判決が出たら対応する予定であると。なおかつ、白紙もあり得るのかという問いに対しては時間かけてもやり、かつ基本的な事項は変更しないという答弁をなさっております。一方、もう一人、9番議員の質疑に対しましては、同じような問いかけに対しまして27年3月定例会において議員の皆さんには説明をしたというところの中で、当面は駐車場として整備して、裁判の確定を待って対応したいという答弁がなされております。それで、私は先ほど申し上げような経過もあるものですから、自分なりに係争中の土地についても余り知りませんでしたので、時間を置いて提出されるものであろうと思っておりましたが、たしか3月7日議運の副委員長のほうから提案がありまして、第511回議会のほうで提案をされたということに経過があります。私は、27年1月に遊佐町若者定住住宅整備計画が策定されたというところもいろいろ知っておりますが、そんな中で私は決して若者定住町営住宅建設に反対するわけではございませんので、その辺のことは見据えて、ただ全体像が見えてこないという状況があったものですから、今回質疑をさせていただきます。

それでは、質疑をさせていただきますが、この件につきましては、511回議会の後いろいろな方から私に対しまして話をされた状況がございます。ほとんどの私に声をかける方が、当初示されました飛び地で計画されているということが認知されていないような状況の中でいろいろ話をされておりました。それで、議会のほうに提示されました図面等見ますと、こういう経過かということで改めて認知をされる方もいらっしゃると思います。それで、第1点目の質問事項ですが、舞鶴地内での住宅建設の全体的な計画は、最終的にはどのような規模で計画をされているのか改めて確認をさせていただきたいと思っております。今回図面等を見ますと、(仮称)町なか駐車場造成工事という図面に記載されている部分がございます。それで、基本的にこの議案の名前見ますと、あくまでも住宅用地という表題でもございますが、実は平成28年1月25日に遊佐町農業委員会の総会がありまして、これは山形県知事に対して意見書の申達をするための議案の提出でございます。それを拝見しますと、転用事由としては町なか駐車場造成用地というふうに転用事由のほうに載っております。そういうこともあって、1点目の質問は、住宅用地計画とこの町なか駐車場の計画についてどういう位置関係にあるのかということでお尋ねします。あえて申し上げるならば、この第75号議案のこの名称を(仮称)町なか駐車場用地の取得についてはだめだったのか、その件について1点目が質問になります。

それから、2点目でございますが、全体計画は第503回議会で議長であります堀満弥議員のほうから質疑の中でいろいろ問いかけがありまして、その中で9,000平米という回答を、答弁をやっておりました。これは、議事録のほうで一応確認をさせていただきました。それで、今回この議案書見ますと5,870平米ということでございますので、この部分に変更した時期がいつころなのか。それで、かつ今でもこの9,000平米の規模での計画なのか質問をさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

まず、建設予定位置、これは当初から考え方……当初といいますか、27年3月ですか、その段階で説明している内容からまずほぼ変わっていませんけれども、子どもセンターの北側、子どもセンターとあそこは中央公園、そのちょうど北側に当たる部分、そこが一応対象地と。町として全体のその住宅建設の若者の定住住宅の建設するための全体の部分の位置としてはその位置に当たります。ただ、これまで何回もご説明をしてきたとおり、その一部に訴訟問題が発生をしたということでございます。これについては、27年の5月だったと思いますけれども、5月にそういった内容について地権者のほうから、仮登記者のほうから連絡受けました。その後、いろいろ仮登記者のほうでも動いていただいたようですけれども、訴訟問題にやっぱり発展するということから、12月でしたか、正確な日にちまではちょっとわかりませんが、12月に契約を、問題のない皆さんの契約については12月に行っております。その地権者が4名になります。そして、問題のあった土地について1名おるわけですが、そちらについては先ほど言いました5月ころにその問題が発覚して、その後いろいろと動いていただきましたけれども、我々の望むその時期には契約まではこぎつけないという判断から、そこを除いて4名の方については11月21日から12月4日までにかけて土地の仮契約を締結をさせていただきました。その問題の土地の位置としましては、町が取得しようとしている全体の中の真ん中付近、中間に位置するということから、それでは町の当初予定していたその宅地の建設計画、建設位置ですが、それについては計画どおり進めることができないということから、今回はこの宅地を購入はするけれども、一旦その真ん中の土地の問題が解決するまでの間は駐車場として仮に利用しようという考えのもとでこの駐車場計画が上がったものでございます。

土地を取得する上で農地法の問題あるわけですが、それを解除するためには建設計画がないとその農地法というのは解除やっぱりできないということから、まずは当面はこの駐車場という形で造成をするわけですので、県のほうとも協議をしながらその理由でまずは申請をします。将来的には駐車場をつかった後で、その後真ん中の問題の土地が裁判の解決が済んだ段階で全体の造成をして建設を進めると、そういう段取りで計画をしていました。ただ、何回も言いますが、その問題の部分がないために住宅建設計画が配置がうまくいかない。道路配置、建物の配置、それらがうまくいかないことから、一旦駐車場として使わせていただくと。そのために、先ほど言ったようにして県のほうに提出する書類としては、町なか駐車場の造成という形で申請をさせていただいているというところでございます。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） ちょっと理解しづらい答弁でございましたが、9反歩ほど、全体係争の土地も含めてそういう対象になっているというふうに認識をさせていただいて、質問を続けさせていただきますが、時期的なものについては、係争のことについてはいろいろ議会等でも触れられていないわけで、基本的に

いろいろな報道の内容から見ますと、ことしの3月8日付山形新聞等で今回の511回議会の内容が記載されておりまして、そういうことからいくと去年の5月ごろに係争状況になるというような状況があって、実質的には27年11月ごろに民事訴訟として提訴されたという山形新聞の記事がございました。それらを前提に今質問させていただいていることをご了承願いたいと思います。

それで、きのうあえて決算審査特別委員会でいろいろ質問させてもらった中で、関連予算について決算の中身をあえて質問させていただきましたが、75号議案のこの示されております取得価格、それから取得しようとする財産の面積、これを除しますとおおむね1反歩、10アール当たり514万1,000円ほどになるようです。それで、先日7月27日の全員協議会のほうに担当のほうから提示していただいた資料をずっと読み込んでいきますと、昨年ですか、27年の2月13日から3月5日までの間で不動産鑑定士のほうに鑑定業務を依頼され、それで昨年の予算は27年3月13日に議決をされているようです。それ以降見ますと、3月30日に町長に価格関係を説明をし、それで了承を得た上で4月6日から10日にかけて地権者に価格の提示をして、文書で合意を取りつけたという表現がございました。

それで、あえてここで質問を1点目させていただきますが、当初3,000万円の予算を見まして、昨日の質問の中で3,000万円を全額減額したということですが、基本的に除しますと、到底当初の計画のとおりもし進めば3,000万円では足りない取得価格になるのではないかと。それで、昨年の513回議会ですか、特にそれには補正予算の提案もございませんでした。それで、一方的な質問で申しわけないのですが、もし当初の計画であれば当初からこれ予算が不足であったのかなというふうに感じておりますが、その点1点お伺いしますとともに、それで4月6日の日にこの間の説明いただいた内容ですと価格の提示し、合意を取りつけたということの内容になるようですが、基本的に何名の方と合意を取りつけたのか、その点質問をさせていただきます。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 当初予算3,000万円ですか、そのちょっと今詳細手元にはないですけども、用地については宅地部分、建物を建てる部分に関しては、建物が建てられる段階であれば起債の対象になる関係で、予算を持って購入しても起債対象として買えると。建物の建てられない部分に関しては、起債対象にならないものですから、そこについては基金を使って購入をするという形で予算化はしていない部分と、それらが合わさって最終的には金額的にもっと当然膨らむわけですけども、その二本立てで当初は考えておりましたけれども、最終的にはこの年に建てることができないということで全額落としたと、そういう形になっていると思いました。

議長(堀 満弥君) 菅原和幸議員。今3回目ですので、これで最後です。

3番(菅原和幸君) わかっています。3回目ですので、ちょっと長く質問するかもしれませんが、よろしくをお願いします。

それで、今の質問の中でちょっと人数のお答えがなかったようなのですが、これも1回になりますでしょうか、補足でよろしいのですか。答弁漏れ、まず2回目の答弁に対しての。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 先ほど質問された内容に答えておりませんで、その部分ちょっとお答えしたいと思いますが、内諾を得たというのは、問題の土地も含めて全員から内諾といいますか、土地を譲る

ことについては承諾を得たと。

ただ、承諾を得て4人プラス1人、その部分についても皆さんから同意を得ましたけれども、1筆というか、1つの、1人の条件部分については問題があって購入ができない状態になったということにして、一応今回町のほうで取得をする予定をしていた土地については、全員から議ることについては町の事業であるということから、承諾を得ております。

議長(堀 満弥君) 菅原議員、これ本当は3回目なのですが、答弁漏れということでもう1問だけ許可いたします。

3番(菅原和幸君) わかりました。

一応当初いろいろ書類を見ますと、4名ということでしたので、実質疑問持ったものですから、あえて今5名の方からは了承いただいたということで、基本的に4名の方と契約を結んだということは今理解をしました。

それで、一応これで最後ですので、進めてまいります。基本的に今の計画を進めていきますと、当然登記が必要になってくると思います。そうしますと、不動産登記簿の施行令からいくと、当然地目が記してあって雑種地という、たしか駐車場は雑種地になると思いますが、今回提案されている地番では一戸建て、ちょうど今の提案されている部分、一戸建て住宅の計画になっているようです。いずれ改めて宅地に変更をする必要があると思うのですが、当面は駐車場というようなことですので、当面係争中の隣地のめども立たない限り、そのままの状態で雑種地のままいくのかどうかということと、一定の時期が経過したら次の段階に移るのかということをお願いしたいと思います。

それで、ちょっと最後の締めということでございますが、民事訴訟法で先ほど9反歩の中であるということであえて説明受けましたので、質問しますが、民事訴訟的なものが提訴されて判決が下ったとしても、それを履行しなければ当然幾ら判決といえども10年で時効になってしまうという経過がございますので、その辺最終的な計画がもしきょうここで可決になって進む内容であれば、どんどん進めていただきたい。私は、最初に申し上げたとおり住宅建設には決して反対はしておりませんので、ただ諸問題解決できるのであれば当初から頑張って進めていただきたいと、そう思っております。

それで、今の質問続けますが、2区画に囲まれたあの住宅建設予定地、これにつきましては今後の進捗状況見たときに大きなポイントになろうかと思っておりますので、今係争中の内容については当然明らかにはされておられませんし、把握できないと思っております。そんな中で、第三者が知り得る情報として、はっきり言えば法務局のデータについては第三者が知り得る内容であるわけですので、あえてこの場で申し上げますと、今から18年前、平成15年の4月に今申請の土地ではないのですが、この係争中含んでいる中の土地については、条件付所有権移転仮登記がなされております。ただ、基本的にはその権利というのは両者の関係は私もわかりませんが、放置されておりますと、時効消滅といいますが、たしか10年だったと思う。時効消滅することになっておると思っています。そんなこともある中で、今回このたび45号に引き続き75号として提案をされたわけなのですが、そういうこと、今係争が終わったとしても、自分の推測ではある程度一定の期間を要しないと全体の計画は進まないという私なりに認識をしておりますので、ある程度積極的に進めていただきたいと、そのように思います。

以上で質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 定住促進については、若い人たちからどうしてもこの町にやっぱり生活していただきたいと。その中で、議会の皆さんからも、若者定住住宅をつくるべきだという再三の提案に基づいて進める事業であります。今の用地取得については、何も係争中の土地を買おうというものではないのです。とりあえずまず買えるところから買しましょう。それから、実は仮契約しています、もう地権者と。そして、今田んぼの補償料も払わなければならない。逆に言うと、2年目も払わなければならないという状況です。地権者との信頼関係もしっかり築きながら、この舞鶴地区の若者住宅等しっかり進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（堀 満弥君） これにて菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 7月27日に全員協議会開かれまして、そのときに今回の事柄につきまして、3月議会を受けての執行部からの説明があったというふうに認識しております。ただ、その後なのですけれども、きょうに至るまでその後以降例えば情報あるいはその紙も含めてですけれども、資料の提示というのがなかったというふうにも認識しております。ということはそのときの資料、もろもろの例えば図面だとか、仮契約書等々が今も生きていて、それに基づいて今回75号議案が出されたというふうに考えるわけです。

ここで、1つ先ほど町長から仮契約を結んだという話があったのですが、仮契約といえども民々契約ではなくて行政契約の一端での仮契約ですので、行政契約の特殊性からやっぱりちょっと違った形の仮契約ではないかというふうに思います。7月27日の資料によりますと、去年の12月22日付で仮契約書を結んでいるという話です。その書類を見る限りです。全員分あるか、1枚しか、その1枚分の仮契約書の写ししかないものですから、全員の方について12月22日付かどうかわかりませんが、まず一応全ての方、今回関係する方4名の方は、12月22日付の仮契約に基づいて今話が進んでいるというふうに仮定をします。その上でお聞きしたいのですけれども、仮契約が今の時点で有効か無効かということによって、75号議案が有効か無効かという話になってくるものですから、最初にこのような場合における仮契約の法的性質につきまして担当者としてはどのような認識をいらっしゃるのか、確認をさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

この契約は、今言われたようにして12月22日に土地売買仮契約書という形で締結をされておりますが、これについては面積要件、金額の要件等で議会の承認を得なければならないということで、その条項を盛り込んだ形の契約、それは議会の議決を得た段階でこの契約内容をもって本契約とするという条件をつけて仮契約を締結しております。

その効力ということのようでございますけれども、我々としては売る側、買う側の考え方が1回目の契約した時点から変わっておりませんので、内容的には何も問題なく効力が発生、そのまま生きているというふうに考えますけれども、なおそれについて法的なところでしっかりとした確認をするべきであろうということで、町の顧問弁護士さんのほうにそれについては協議をさせていただいております。その中で、

回答としましては、本件では土地売買契約は成立しており、その効力要件である議会の議決を得られなかったため契約の効力が発生しないという状況があるため、再び議会上程、議決が得られれば契約の効力が発生しますと。したがって、再度の契約締結は不要であるという返事をいただいておりますということで、この契約はまだ効力があるという判断をしております。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 今課長からありましたとおり、土地売買契約書の第2条に契約という項目がありまして、そこに議会の議決を得たときにこの契約内容をもって本契約とするというふうに書いてあります。ところが、一方でその議会で否決になった場合にはどうするかということが書いていないということで、それが問題になることもあるわけです。やはりなかなかそういう事例ということがないということで、今課長弁護士の方に照会をしたということだと思っておりますが、それ念のため確認したいのですけれども、当然これ課長ご存じだと思うのですが、例えば請負契約で仮契約をするということも当然あります。その場合で、請負契約で仮契約をして議会にかけたけれども、否決になったということがあったとします。その場合に判例だとか実務上は、仮契約は当然に失効するというふうになっております。なので、今お聞きしているわけなのです。

今回は請負契約ではないのですけれども、土地の売買において仮契約をしたにもかかわらず本会議で否決になったという事例は、恐らくその請負契約では少ないと思います。そして、私がまだ十分調べ切れておりませんが、判例というのも恐らく出ていないと思います。なので、あとは解釈であったり、実務上の取り扱いになってくると思うのですけれども、例えば今回は町が土地を買うパターンで否決になったのですけれども、町が土地を売るパターンというのもあります。そのときに仮契約をしたと。ところが、その場合に本会議で否決になった場合にそれはどうなるかということですが、例えば前橋だとか富山市の契約書のひな形を見ると、その場合は契約は失効するというふうになっているのです。なので、念のためお聞きしているのですけれども、弁護士の方にお聞きしたということは結構なのですが、そのときの理由、もうちょっとわかりやすく、仮契約はいまだに有効である。1回否決になっても仮契約は有効であると言われた理由をもう少しかみ砕いて教えていただければと思います。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 私も、事例余りその辺わかりませんが、考え方としては、例えば請負契約などであれば否決になった理由当然あるのだと思いますけれども、それによつてはそのまま発注できない場合が当然あるわけですので、そういった意味では否決になったものについては条件が変わる可能性のほうが大きくて、再契約ということもあり得るのかなと思いますけれども、今回の用地に関しては、内容が全然変わっていない。しかも、売る側、買う側がそのまま、双方が認めているのなら、それを再度契約をしても結局はまた同じ内容になるということですので、そういった意味でこの契約書のものの効力としては成立しているのではないかなと私なりにただ思った上で確認をさせていただいたところが、弁護士さんのほうからもこのような返答をいただいたものですけれども、回答内容をもう少し読ませていただきますと、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の議会の議決は、本契約の効力発生要件であつて、成立要件ではありません。議会の議決は、契約の効力の停止条件ということになります。また、本件において土地売買契約が成立しているものの、議会の議決がないた

めに効力が生じないということになっています。本件の土地売買契約第2条では、そのことを確認している規定と解され、正当な契約内容となっていますと。

工事請負契約に関しても少し触れていましたので、そこも読ませていただければ、工事請負契約では契約の不成立で再入札がなされたという事例があるようですが、それは当事者の意思のみで契約を締結できない工事請負契約の特殊性の配慮したものであり、本件には当てはまりませんということでございます。そして、本件ではということで先ほど説明した内容でありまして、この契約については再契約をする必要がなく、今回の議決を得れば効力が発生するということであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員、3問目です。

1番（齋藤 武君） 以上で終わります。

議長（堀 満弥君） これにて齋藤武議員の質疑を終了いたします。

2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 先ほど3番、菅原議員がおっしゃったとおり、私も若者定住住宅に反対、若者定住住宅をつくらぬほうに手を挙げているわけではございません。冒頭に申し上げておきます。そして、今3番、菅原議員と1番、齋藤議員が私が聞きたかったところをほとんど聞いてくださいましたので、1つだけ執行部の方にお伺いしたいことがございます。

最初に、私たちは駅前一区に私も住んでいまして、夏祭りで子どもセンターの公園で夏祭りとても成功しました。以前までは生涯学習センター、私が子供のころは中央公民館と呼ばれた駐車場でやっていたのですが、はるかにその子どもセンターの前の公園でやって、青年部の方たちも喜んでくれ、老若男女すごく盛り上がりまして、私が今回の案件をいろいろ調べてさまざまな文献を読み込んで思ったことが1つございます。先代からの土地を手放すという町民の方の気持ちでございます。私も、100年続くちっちゃな店をやっておりますが、やはり土地というものには並々ならぬ思いがあると思います。それで、1つだけ質問というのは、この案件はまさかある日、朝起きたときに、そうだ、あそこに若者定住住宅を建てようと思っつけているものではないと思います。たくさんの方たちの意見、たくさんの方たちの案を出し合い、この案件について執行部のほうも本当に粛々といろんなプランを立てやってきていらっしゃると思います。そして、私たち議員もそうです。それで、町民の方の気持ちというのは、土地を遊佐町のほうでこういう施策がありますよと。これからもっといい町にしたいから、若者を来てもらいたいから、足りないから若者定住住宅建てたいのだよというときに、私の想像なのですが、とてもそのオーナーさんというか、今4名の方ですか、この方たちは悩んで、悩んだけれども、町のためだったら手放してもこれは仕方ないのかなという気持ちで、執行部の方たちが例えば足しげくお宅に訪問したり、会話したり、図面を見せたり、プランを話したり、そういう長い、長いやりとりがあつてここまで到達したという解釈を私は勝手にしているのですが、もし間違っていたら教えてください。質問はこれだけです。

以上です。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

そのとおりでございます。この計画につきましては、以前から申し上げましたとおり、長い時間をかけて計画をさせていただいております。定住促進計画に基づいて若者の定住、若者の流出に歯どめかけると

いう意味で、若者が求めるアパート等、そういった住環境が整っていないということから、その住宅の建設を計画したわけでございますけれども、25年から始めておりまして、アンケート調査、そして連絡会議、庁内での会議も開いておりますし、そして若者に特化した形の計画だったものですから、各地区から若者の男女1名ずつ12名から参加をいただきまして、皆さんからその計画についてご意見をいただいております。当然建設する建物の内容といえますが、こういった建物がいい、悪い、そういった意見、そして建てるとしたらどの辺がいいのだろうかという、そういった意見、それらを踏まえて、あと料金についてもそうです。建物使用料金が幾らくらいまでだったら住みやすいだろうか、そういったことも含めていろいろと協議をさせていただいております。その中で一番若い人方から、若者から要望されたのが利便性のいいところ、できれば町の中心部、そういった利便性のいいところ、買い物しやすい、学校に行きやすい、職場についてはやっぱり酒田方面行く人が多いでしょうけれども、それにしても公的な交通機関に対しても利用のしやすい場所、そういった形でとにかく利便性のいいところを選んでいただきたいという要望が強くありました。それらを受けて、町としては検討したわけでございますけれども、その前段で子どもセンターがちょうどその前に建設をされておりました。子どもセンターがあって、その脇には中央公園があって、子どもセンターができた関係で物すごく中央公園の利用率も上がって、子供たちが遊ぶ姿が見えていると、そういったところを見てやっぱり選ばれてきてくださったその若者の皆さんも、そういった状況を見ていることから、多分イメージとしてその辺をイメージしていたのだろうというふうに思います。

そういった意見を踏まえて、何回か若者のこの皆さんの意見聴取をさせていただきましたが、2回ですが、いただきましたけれども、1回目はそういった何も町のほうから条件を出さずに、とにかくどういった条件でその建物の要望をするのか、それをまず聞いて、その後のときにある程度そういった内容も、それからパブリックコメントも行っておりますので、パブリックコメント、そして若者のこの1回目の意見、それらを踏まえて町のほうで一つの例としては、例えばそういった中央公園、子どもセンター、その付近というのはどんなものかという話を聞いたことがあります。それには、もうそういったところに建てられるのであればそれにこしたことはない、そういった意見が多くございました。それらを受けまして、町としてはその場所、今先ほどから話をしている中央公園、子どもセンターの北側、ここの部分に計画としては定めまして、地権者への説明会をさせていただきました。地権者に対して、こういった町の計画があるので、ぜひこの土地を譲ってもらえないかということで、対象となる皆さんに説明をしましたところ、町が行う、しかもその若者定住に向けた事業計画であるならば譲りましょうと。大変重要な大切な土地ではある、我々も当然その辺は認識をした上でお願いをしたわけでございますけれども、それに対して快く皆さんから譲ることを問題ないと、まず事業をしっかりとやってくれと、そういった形のお話をいただいております。そこで、それではということで町でつくった計画に基づいて順序よく進めてきたわけですが、問題が発生したと。そのことで大分我々が考えていた計画とは違った形で進めざるを得ない。ただ、できるところから進めていきたいという考えは変わっておりませんし、計画自体基本的なところは変えておりませんので、その計画に沿って進めていきたいということで、まずできるところから、あるいはその譲っていただける用地について購入をさせていただいて、盛り土をさせていただいて、仮に駐車場としての利用は当然できるわけですので、そういった形でやりましょうと。先ほども言いましたけれども、その農地転用を行う上でも、そういった事業計画を立てなければなりませんので、そういった形で計画を

させていただいていたということでございます。ですので、今回再度この用地の取得については上げさせていいただきましたけれども、この町の最重要施策の一つであるこの若者定住に向けての用地取得についても、ご理解いただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

議長（堀 満弥君） これにて松永裕美議員の質疑を終了いたします。

9 番、高橋冠治議員。

9 番（高橋冠治君） 今3名の議員の皆様から契約、それから今法的な部分もいろいろお聞きして、私も聞いておりました。いろんな思いがあって、ここにいる議長含めて12人、全ての人が若者定住住宅、早く建築したい、してほしいというのを、思いはみんな一緒だと思います。

ただ、私も3月議会にこれについて一般質問しておりますので、少しお伺いしたいと思います。3月のその議会に提出された条例と全く同じような形で今75号が提出されておりますが、いろいろ考えてみますと、これからの計画、そして一番問題なのはその係争中の土地に若者定住住宅を建てるのだということでもあります。でも、執行部の考え方としては、なるべく早くその若者定住住宅は建てたいという思いは、私はそうなのだと思います。なので、一つの不思議に、では駐車場をするところにすれば、この若者定住住宅をなぜ建てられないのかというのが一つの不思議といえますか。そしてもう一つは、その先ほど3番議員も言っておりましたけれども、強いて言えば我々もその町なか駐車場を取得についての議案であれば、それはそれとして考えていくのでありますが、駐車場取得の名称が若者定住住宅というふうになっているので、何かここで整理がつかないといえますか、その計画性が何であるのかなというふうに思われるところであります。そしてもう一つは、この将来的に1万平米を超える計画がありますが、この中で当局はこの3月にこういう図面を出して、若者定住住宅を需要によってはこれからもっともっと建てていくんだ。そして、その東側の部分には一戸建ても建てていくのだというようなランドデザインを示しながら、この1万平米の計画はあるのだというような説明でありました。

この町なかにもこのような大きな開発行為ということではありますが、本来これは土地開発公社が前あったときは、それが担う仕事でありました。ただ、先ほど3番議員から取得の予算については、あの基金がまだ町に1億数千万円残っておりますので、それから歳出するのだというふうな話でありましたが、このランドデザインはいいのですけれども、それを少し見方を変えると、先ほど私も決算で青葉台の住宅、職員のアイデア、苦勞もありまして、売れている。がしかり、でもまだ数戸分が残っているのだということでもあります。前のほうは、大阪有機さんの関連のもので購入いただいたので、あそこはうまく処理といえますか、お買い上げいただいたということでもあります。そうすると、ランドデザインがこういうデザインであったときに、町なかの大きなその区画を果たしてどのような形で将来的に住宅地にしていくのか、これは今かなりの投資をするので、そんなにバーゲンセールとはいかないわけです、売れなくても。なので、これからどのような施策でそれを考えていくか。当面は駐車場用地として確保しても、計画のちょうど中心にあるその係争部分の土地はしばらく無理だという話ではありますが、我々が一番感じるのはではいつ建つのだと。ちゃんとその計画があって、建てる時期があって、今もう少し我慢してくださいよとしっかりした目標があるのであれば、その目標に向かって我々もそうですねという話ではありますが、その準備が整えばやるということなので、整わなければずっとやれないということにもなるのです。その目安が捉え方によれば整ったら進める、整わなければずっとそのままだというような形になるのです。そこがやっ

ぱり問題なのかと、まずは1問目としてそれをお聞きします。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 高橋議員も、基本的にはつくることには賛成だという言葉ありました。私は、実は道路とか土地については、最初からちっちゃくスタートしたら大変だなという思いでありました。なぜならば、子どもセンターの西側に道路を切りながら、そして東の道路までつなげて縦の、東西の道路は2本、そして西の道路、南北の道路1本つなぎながら下水道、水道をそこに入れてしまうと。それがやっぱり住宅、そして死に地をなるべくつくりたくないような措置を今から考えておくべきであろう。ですから、あの一帯をできれば開発しなければ、民間であそこだけという視点でいったら、必ずやそれは道路際には建物は建ちますけれども、後背地がまた死に地になってしまっただけではやっぱりなかなか大変であろうと。そういう的にはやっぱり大きな視点を、発想を持っていかなければ、この町の真ん中、まさに遊佐の舞鶴地内の真ん中の開発については大変だろうなと思っています。

そして、私は基本的にはまず地権者としっかり合意をしたい。地権者を大切にしながら、だけれども、誰かの、地権者の反対で事業が潰れたということはあってはならないのだと思います。町がやっぱり計画してそれなりに向かうときには、そして当然総合戦略でも議会の皆様方からも了解をいただきました。振興審議会でも、議会の皆様振興審議会で上げた計画をよしとして了承していただきました。了承していただいた意義は、非常に私は大きいものだと思います。それに基づいて、まずは買えるところから買う。基本的には地権者、誰かのせいにはしたくありませんし、もう一つは死に地をつくりたくない。そして、道路と下水道も一緒に幹線には入れる、そのような準備をしていかないと、住宅地として準備していますよなんて、下水も水道も行かないところでは現在ではそのような活用はしてもらえないと思っています。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 私は、町なか駐車場であればなぜ町なか駐車場としてしないのだということを知っていますので、その答えがないので、よろしくお願ひしたい。

まだ1問目でいいですよ。

議長(堀 満弥君) 2問目です。

9番(高橋冠治君) 1問目の答弁していないので。

議長(堀 満弥君) 答弁か。

9番(高橋冠治君) 答弁していません。

(「答弁いいんじゃないの」の声あり)

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) なぜ町なか駐車場で計画かということですがけれども、まずこれまでもお話ししたと思います。基本は、住宅を建てるための全体計画を組んで事業を進めております。ただ、今の問題の真ん中の土地があるために全体計画を組めない。つまりは道路の配置、住宅の建設、それらを効率よく組むことができないために、まず住宅については建設今はできないだろうと、そういう判断でありました。

ただ、用地の取得を先行、まずできるところから用地を取得したいという話をこれまでも何度もお話ししておりますけれども、そのためには農地を町が取得するということは農地転用しなければならない。そ

の関係で、駐車場という名前はそこからついているということでございます。駐車場をつくるために用地を買うのではないということでございます。基本は、やっぱりそこにあるということです。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 基本はそれであるということではありますが、現実にはそういうやはり図面と計画でありますので、果たしてどうかというふうに思ったところであります。

それからもう一つ、駐車場を周りにつくるということではありますが、係争が終わらない限り駐車場整備をしても、ちょうど真ん中の地域がずっと草の生えた状態であるということでもあります。これ、やっぱりその状況としては余りふさわしくない。可決しました。周りを整備しました。しかし、ずっとそこはそのままだったというような可能性は、私はしばらくその可能性はあるのだと思います。そしてまた、駐車場にしました。そして、住宅がやっと建てることになりましたとなれば、周りはまだ駐車場でありますので、若者定住住宅というからには、お子さんを持った若い人たちがやっぱりその住宅入居するのだと思います。そうすると、その子供たちが周りが駐車場に囲まれたそういうような環境でいいのかということも今度出てきます。なので、いろんなことを考えると、これからのランドデザインを考えて何年先にあそこの開発が完結するのだと。そのしっかりしたやはり、図面はできていますけれども、計画はまだしっかりしたものは出ていないというのが現実です。なので、それを踏まえて考えると、やはり先ほどから言っているようにできるところから始めればいいのかというふうには私に思っているところであります。

まず、先ほど今の前に総合発展計画も了承されました。10年後の人口が1万2,000人、2060年にはまず8,000人から切れないような、これから頑張っとういこうものを施策をやっとういこうという思いでこの発展計画つくって我々もそれに了承したはずです。なので、やはりこういう大きな事業をやるときにはそれなりの計画、中期、長期、それは短期も含めてしっかりしたものがあつてしかるべきだというふうには私は思っています。今のところそういう計画といいますが、しっかりしたものがあるのかお伺いします。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) その長期的な計画を持つてということでございますけれども、用地の取得をあれだけ面積をとるということは、もう近い将来その土地を住宅化するというを十分、建物を建てるということを前提にして買わせていただいております。ただ、現在それを一気に建てるという計画はないということでございます。もう近い将来建てる。それも、建て方としては町が直接やるのか、業者の力をかりるのか、その辺のやり方はさまざまですけれども、先日町長の答弁のほうにもありましたけれども、遊佐町で年間結婚する組数としては、大体50組くらいあるのです。その半分は転出してあります。酒田に転出をしている。年間でするので、まずそれだけの人たちが毎年、毎年出ていっている状況にありますので、町としては今は8棟の計画でございますけれども、その用地が取得可能であるものについては、すぐに造成。今回上げている土地についても、承諾をいただければすぐに造成をかけたいと思いますし、追ってその裁判の解決、確定した土地についても買わせていただいて、すぐに造成をしたい。

駐車場については、我々が考える考え方としましては、駐車場を最終的なその造成の計画に合わせた形の駐車場の高さにしておけば、それほど無駄な工事にもならないだろうと、そういう考えのもとで仮に駐車場にさせていただいて、そして問題解決後のその土地が入った段階で全てもう一度全体の造成をし直して、そして今言った8戸プラスアルファからさらにと続いた形で建築をしていくと。これだけの数が転出

があるということであるので、多分新ラ田にアパート結構建っておりますけれども、あの状況を見ておりますと、建つとすぐに埋まるという状況でありました。今現在は、そこに子供たちが結構多くいまして、遊佐町の中でも小さい子供たちがにぎやかに走っている場所というのは、あの地区が最近では一番のかなという感じはしますけれども、そういった場所にしていきたいということでございますので、町の全体計画としてはそういった形です。あそこは、定住住宅のための建物を建てていく。ただ、今回は8戸です。追って用地の問題解決したときに、その8戸も建てるわけでございますけれども、その状況を見て、追ってその隣に、隣にという形に多分なると思いますが、それは遠い将来ではなくて近い将来ではないのかなというふうに考えております。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 中期、長期、近い将来という話ではなくて、やはりこれぐらいの事業規模になりますと、年次計画を立てていくというのが普通であります。だから、年次計画立てられない部分もあるのです、今係争中の部分があつて。けれど、3月に出したとき時点で年次計画というものは、可決を前提に年度計画があつてしかりだったと私は思っております、このぐらいのやっぱり事業には。ただ、今課長のお話であれば、なるべく早く、なるべく早く、そのうちという話しか出てきません。ただ、これ見ますと一戸建ての面積のほうが構想としては多いのです。この図面でいくと12戸というふうに、真ん中に公園を置いてというような図面は書いてあります。このようになるかならないか、それはわかりませんが、やはりこういうランドデザインを持っているのであれば、それなりの年次計画というのが3月時点で必要だったのかなというふうに私は思っております。

なので、一戸建て、青葉台も少し残っています。それから、新たな部分も少し残っていて、境田も売れているのですか、なかなか土地に全部住宅がまだ建っておりません。いかにその一戸建て住宅を建てるとするのは、いろんな部分で経済的な面、それからいろんな家族の状況でなかなか容易でない。アパートはすぐ入って、だめなら出るということができるので、考えてみれば一戸建ての需要がいっぱいあるのだったら、もうその青葉台のを全て完売しているという考え方もあるのです。それも、なかなかできないということは、それなりの若い人たちの収入がそれに追いついていないということが今現実あるわけなので、それを踏まえてしっかりした計画を立てないと、建てたはいいが、なかなか造成が進まなくて、逆にあそこの環境がなかなかよくなるという結果に終わってしまう。しばらくそういう経緯をたどるといことも考えられます、これは。条件が整った、整わないでかなり時間差が出てくるのです。我々は、ある程度の時間を待てば、それでよければ計画を立てる。今しっかりした計画がなかなか立てられない中で、はい、わかりましたというのはなかなか言いかねるといようなことでもあります。

まずは、町のほうでもしっかりした計画は立てていただきたいと。できたらその次、その次にというのは思いますが、この計画から言うとしっかりした年次計画含めながらどのようにやっていくか、若い人たちの生活動態も含めてリサーチしていかないとだめなのかなというふうに思っております。

これで私の質問を終わります。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) やはり今議員がおっしゃられましたように、若者は当然戸建てを求めたり、本来であれば自分のうち持つてということもあるのでしょうけれども、現実的にはその収入の関係があつ

て建てられない。幾ら土地があっても建てられないという状況だと思います。ですので、町としては若者がその収入でもって住むことができるような居住地を提供するといいますが、建物を提供する、そういった住環境を整えるということが町のやっぱり重要な仕事ではないのかなというふうに考えております。

計画につきましては、これまで何回も言いましたように、現段階では8戸の計画でございますけれども、まず今までの状況、今後の状況も少し鑑みまして、その計画の立て方については再検討する余地はあるかと思っておりますけれども、ただ全体、そこの一番近い土地を使って住宅を建てていくという考え方には変わりございませんので、よろしく申し上げます。

また、住んでもらった人、その人たちが最終的に遊佐町からまた、多分アパートというのは仮の住まいという考え方になろうかと思っております。子供たちが大きくなれば、そこから出て自分のうちを持ちたい、もしくはまたもう少し規模の大きいものというふうになる可能性もありますので、そのときに町外にここから出て行かれたのでは、またせつかくのその計画無駄になりますので、町としてはそのアパートから移るときに、そういう人方に対しても支援をする、できるような体制をやっぱりつくる必要があるのではないかなと。そこも含めて、今回の住宅計画については考えているところでございますので、何分今回の用地については、既に仮契約が済んでいるということ、そしてそれを仮契約書に応じてくれた皆さんには、当然そこを売ったときの費用が入るわけですので、そういった営農計画への計画も既にされている方もおられると思っておりますので、町としては仮契約を済んでいる部分については、早急に取得をさせたいという考えでございますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

議長（堀 満弥君） これにて9番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） 反対です。反対討論です。

議長（堀 満弥君） 反対討論。

2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 賛成討論です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 反対討論いたします。

議長（堀 満弥君） 反対討論。

それでは、4番、筒井議員、反対討論をお願いいたします。

4番（筒井義昭君） アドリブではありますが、反対討論をさせていただきます。

町民も議会も、この遊佐町に若者定住住宅が一日も早く完成されることを望んでいる。若者定住住宅を完成させることは、遊佐町から町外に若者を流出させないためのダムだという発言も先輩議員の中にあった。27年度の当初予算は、若者町営住宅に関しては先ほどもあったように3,000万円だった。しかし、3月の定例会最中に今の1万平米を超える用地にいわゆるくい打たれた。3,000万円では買い求められない

用地に払いが打たれた。この現実を3月議会にて私はまざまざと見た。予算措置のない土地を払い打ちで進められた。そして、後々説明を受ければ、その1万平米の用地の最も重要となす真ん中の土地が係争中の土地であったということが判明した。そのようなこともあり、遊佐町の若者定住住宅の建設は遅延している。この1万平米という用地にこだわったからこそ、1年間の若者定住住宅の建設の遅延があったのではないのでしょうか。そして、3月議会において東側用地と西側の用地の公有地化に関するお話が出た。議会ではそれを否決した。否決された時点で町は、もう少しこの事業の進め方の基本的な検討を行わなければいけなかったのだと思う。買い求められる用地、東側、西側でもいい。4世帯のメゾネット式町営住宅は、十分建設される用地面積であります。そのような提案があったならば、議会は一日も早い町営住宅の完成を望むものであるのもので、賛成という立場を本議会で打ち出すことができたのかもしれない。しかし、一部も基本計画は変わっていない。将来的には1万平米の用地を求め、今回求める用地に関しては町なか町営駐車場として利用する。議会の否決に対して、執行部のやわらかな考え方、そしてやわらかな物事の考え方が現時点では見られない。ゆえに、今回の西側と東側の用地を取得して駐車場にするのだという案件に関しては、私は断固反対させていただく。

以上をもって私の反対討論とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員、賛成討論をお願いします。

2番（松永裕美君） 議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について、賛成討論を行わせていただきたいと思います。やや強い口調になり、聞き苦しい点もあるやに思いますが、その節はどうぞお許してください。

執行部側からの説明によりますと、議第75号、若者定住町営住宅建設事業用地の一部は係争中という事実を私たち議員は知らされました。個人情報保護法に基づき、中身の進行ぐあいや現状などの詳細データは入手できないわけであります。係争とは、専ら訴訟沙汰で争っている最中であるということの意味する表現でございます。その土地がペンディング状態にされているということでございます。仮に私が汗水垂らして働いて夢のマイホームを30年ローンで建てると決意したとき、さて、どの土地に建てようか。利便性は、学校は、スーパーは、景観は、大好きな鳥海山はリビングから見えるロケーションかしらと、あらゆる方面から切り込み、思案するわけで、果たしてその土地が係争中との情報を得たら購入に踏み切るかということでございます。答えは言わずもがなです。しかしながら、遊佐に住みたいのになかなかアパートがない。本当は遊佐に住みたいのです。会社は酒田や鶴岡だけでも、遊佐から通いたいのです。そういう若者たちの声に応える施策がこの議第75号であります。この議案について、私は地元を歩き、たくさんの方の声を耳にし、耳を傾け、その上での決断は、今回の取得は賛成すべきという考えに至りました。一部の声でなく俯瞰した見方をした結果でございます。私たちの活動の基本となる議員必携にはこのようにうたっております。議員は住民の代表者である。それは、住民が考えていること、思い願っていることの全てを代表するということである。地域社会の主人公である町民の声、組織を持たない住民の小さい声、特に声なき声やため息を、ため息は聞き取りにくい。住民と行政との橋渡しをすべき、議員はそうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息までも把握すべき。そして、それを代表し、住民の心情をつかんでその心で物事を考えることが大事である。

最後に、私たちの先輩たちが長い時間と労力をかけ、苦心してつくり上げました、後ろにございます遊

佐町町民憲章の第2項にうたっておりますフレーズが私の心を揺さぶりました。そのフレーズを最後に読み上げ、私の賛成討論にさせていただきます。第2項、私たちは、思いやりの心を持ち、お互いに助け合います。

以上、松永裕美の賛成討論終わります。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員、反対討論をお願いします。

1番(齋藤 武君) 議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について、一部筒井議員の内容と重複しますが、反対の立場から討論を行います。

この議案は、皆様ご存じのとおりことし3月の定例会に当時の45号議案として提出され、否決となったものと全く同じ内容であります。通常一旦否決となった案件は、再上程するのであれば提出者がしかるべき内容の修正の上されるのですが、今回はなぜか修正のない異例の対応となりました。議案を取り巻く状況に改善が見られるのであればまだしも、そうではないとされる状況では、議会として3月定例会の際と同じ判断をすべきであるとまず申し上げます。

続いて、改めて議案について検討した事項につき、大きく分けて4つの観点から申し述べます。まず1つは、3月定例会時点の状況と共通する点です。最初に強調したいのは、どう考えても係争地を含む若者定住住宅の全体計画は、行政のとり手法として適切ではありません。代替地の余地がなかったり、あるいは高度の緊急性があるような例外的な状況とも思えず、また国等多くの関係者が関与する高速道路計画など巨大プロジェクトとも異なり、町単独事業のため計画にはもっと融通がきき、係争地あるいは係争となりそうな土地を事前に回避することは十分できるはずです。また、仮に係争地を含め全部の土地の取得が完了した場合であっても、一度に土地全てに住宅を建設するわけではないとされています。そこで、一時的にせよ、あるいは相当の期間駐車場の真ん中にぼつぼつと家が建つというような、安全を含めた住環境の上で好ましくない事態が生じることも危惧されます。

2つ目は、いわゆる説明についてであります。確かに3月議会からかなりの時間がたった7月27日に全員協議会が開催され、町執行部から説明と関係資料の提供がありました。説明するものは、これまで甚だ不十分だったことを考えれば意味のあるものではありませんが、しかしそれによって議案の内容そのものに変更が生じたわけでもなく、つまり説明は議案の内容的な瑕疵の治癒となるものではないと考えます。

3つ目は、新たな疑問と不安です。3月議会の後で遊佐保育園東側の若者子育て世帯向けの民間活力賃貸住宅建設促進事業の具体的計画が明らかになり、現在事業者登録の申し込みが受け付けされております。ところが、今議会の一般質問でも触れたとおり、人口減少が進む中で若者向けといっても、町全体でどれほどの住宅需要が実際あるのか、明確な計画数値を求めましたが、かなりざっくりとした数値であり、計画行政の見地からとても十分とは思えません。このような状況で、片や若者定住町営住宅の位置づけはどうなのか。保育園東側の計画や多くの空き家の利活用と整合性に欠けないのか。そして、将来に禍根を残さないのか、強い不安を持っております。つまり年次計画等を含め、ランドデザインがはっきりと見えないのです。

4つ目は、この議案の性格です。議案のタイトルが示すとおり、あくまでも建設用地の取得についての案件です。つまり事後的に草ぼうぼうになってしまっ、周囲の方や地権者が迷惑するから買い取らなくてはならないといった議論とは性格が全く別個のものであり、混同して論じることは決してあってはなら

ないということです。もしも仮にこの観点での土地の取得であれば、それは実質的には地権者への損害賠償の性格を帯びるものとなってしまい、となれば当然その責任の所在を明確にする必要があります。それがない以上、今回の議案は3月議会と同じ建設用地の取得であり、用地取得そのものに損害賠償の性格はないということを確認したいと思います。

以上、4つの点からこの議案についての問題点や疑義などを申し述べました。いずれにしても課題が多く、何らかの若者向け住宅は建てるという方向性の中で、今からでも立ちどまって手はずを考えるべきものばかりです。

そして最後に、今定例会でのこの議案に対する議会の対応は非常に重要なものだと思います。とりわけ定数が12名しかいない中であって、議員お一人、お一人の判断は極めて重いものです。良心に従って禍根を残さない、冷静かつ懸命な判断をなされるよう心からお願いをして反対討論終わります。

議長（堀 満弥君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第75号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（堀 満弥君） 起立多数です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議第76号 小型動力ポンプ付積載車の取得についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第76号 小型動力ポンプ付積載車の取得についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第7、議第77号 損害賠償額の決定及び示談についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。  
これより議第77号 損害賠償額の決定及び示談についての件を採決いたします。  
本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。  
よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議第81号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第1工区)請負契約の締結についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第81号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第1工区)請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。  
よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議第82号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第2工区)請負契約の締結についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第82号 平成28年度遊佐特定環境保全公共下水道管渠布設工事(第2工区)請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。  
よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議第83号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業送水管・連絡管布設工事請負契約の締結

についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第83号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業送水管・連絡管布設工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第11、議第84号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業電気計装設備工事請負契約の締結についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第84号 平成28年度吹浦統合簡易水道事業電気計装設備工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第12から日程第14まで、議第78号 遊佐町農業委員会委員の任命についてほか2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 上程議案を朗読。

議長(堀 満弥君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第78号 遊佐町農業委員会委員の任命について。本案につきましては、遊佐町農業委員会委員の任期が平成28年11月30日で満了となるため、農業委員会等に関する法律の規定により新たに任命したく、提案するものであります。

議第79号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員佐藤邦彦氏の任期が、平成28年9月30日で満了となるため、引き続き選任したく、提案するものであります。

議第80号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の佐藤喜巳夫の任期が、平成28年12月31日で満了となるため、新たに小田原裕氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

以上、人事案件3件についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（堀 満弥君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後6時14分）

休 憩

議 長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後6時25分）

議 長（堀 満弥君） 日程第12、議第78号 遊佐町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

その前に、農業委員会会長であります高橋正喜氏の退席を求めます。

お諮りいたします。本案につきましては、本来ならば原則として1人ずつ諮らなければなりません、全員協議会の結果によりまして一括して原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は一括して原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第13、議第79号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案どおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第14、議第80号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案どおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意を与えることに決しました。

日程第15、発議第5号 岩石採取に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 上程議案を朗読。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会の結果によりまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

日程第16、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 上程議案を朗読。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声)

議長(堀 満弥君) 6番、赤塚英一議員。

6番(赤塚英一君) 今回のこの請願につきまして、委員長報告が不採択、さらにそれに原案に反対した立場から異議を申し上げます。

議長(堀 満弥君) 暫時休憩します。

(午後6時40分)

休

憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後6時42分)

議長(堀 満弥君) ただいま6番、赤塚英一議員から異議がありと申し述べられましたが、これは認められませんので、よろしく願いいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果採択のあったものであり、この際質疑、討論を省

略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案とおり可決されました。

以上をもって第514回遊佐町議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後6時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年9月16日

遊佐町議会議長 堀 満 弥

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉